

●香川県告示第343号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、昭和46年3月29日第346号（昭和46年香川県告示第497号）で行った道路の位置の指定を次のように廃止した。

令和3年8月20日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 廃止年月日 令和3年8月6日
- 2 指定を廃止した道路の位置 丸亀市土器町西五丁目93番1の一部
- 3 指定を廃止した道路の幅員とその延長 幅員 4.00メートル
延長 29.00メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。